

『男女の賃金の差異』の情報公表について

男女の賃金差異に関する実績	
全労働者	96.2%
うち正職員	84.9%
うち有期雇用職員	177.8%

職員数 637名 ※2023年度（中途採用、退職者含）

正規職員 311名

非正規職員 326名

【付記事項】

- ・対象期間：令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
- ・正職員：総合職、一般職
- ・有期雇用職員：嘱託職員、臨時職員、パート職員
- ・賃金：基本給、資格手当等の手当、通勤手当、超過勤務、賞与を含む

※有期雇用職員については、人員数（正職員の所定労働時間で換算した人員数ではありません）

※一般労働者よりも給与が多い医師（男性非正規職員1名）がいるため、医師を除く労働者の差異を提示する。

【説明】

・当会では女性職員を積極的に管理職等へ登用しており、管理職級は半数以上が女性を占めるようになり、賃金格差が昨年度より少なくなっている。ただし、経営職における女性割合が低いいため、男女の賃金格差がわずかに生じている。

※役職者における女性割合	(R4.4)	(R5.4)	(R6.4)
経営職（局長・所長等）	14.3%	→ 14.3%	→ 28.6%
管理職（副部長・課長）	57.1%	→ 62.5%	→ 57.7%
指導職（係長）	71.4%	→ 62.5%	→ 50.0%
総合職（管理者）	64.3%	→ 64.0%	→ 60.8%